

ベルリン水曜会の射程と限界

—— G.ビルチュ「ベルリン水曜会」に即して ——

西 田 雅 弘

目 次

はじめに

1. ベルリン水曜会の会員

- (1) 設立規約の会員名簿
- (2) メーゼンによる規約の余白への書き込み
- (3) ビースターによる第2の会員名簿
- (4) ニコライの伝記

2. ベルリン水曜会の特質

- (1) 貴族の免税特権
- (2) 貴族の世襲制
- (3) ベルリン水曜会の射程と限界

結びにかえて

はじめに

カントは、歴史哲学の数多くの論文を『ベルリン月報』に投稿している⁽¹⁾。この『ベルリン月報』は「ベルリン水曜会」の事実上の機関誌であり、「ベルリン啓蒙の拡声器」(S.100)⁽²⁾と見なされていた。カント自身はその会員ではなかったが、プロイセン啓蒙に重要な役割を果たしたと考えられる「ベルリン水曜会」とはどのような存在だったのか⁽³⁾。カントの歴史哲学および倫理学の研究にとって「ベルリン水曜会」の解明は重要な示唆を与えるに違いない。筆者はすでにベルリン水曜会の啓蒙論議に関する論考を執筆したことがある⁽⁴⁾。本稿では、その際に必ずしも十分でなかった各会員に関する叙述、さらにベルリン水曜会そのものの特質について、ビルチュに即して増補的な内容を明らかにしたい。

1. ベルリン水曜会の会員

ベルリン水曜会は12名の会員によって設立された。その後新たな会員を加えて会員数が増えたが、規約によって上限を24名に制限されていた。新会

員の入会は満場一致の場合にのみ許可された。ニコライとメンデルスゾーンを除けば、ほとんどの会員はジャーナリストに活躍するプロイセンの官僚たちである。ビルチュは、会員を3つのグループに分けている(S.103)。①高度な法律的、経済的職務に従事する官僚たち。スヴァレツ、クライン、ドーム、シュトルエンゼーがその最高峰である。②聖職の公職者たちと高等宗教局顧問官 Oberkonsistorialrat たち。第一に名前を挙げなければならないのは、テラーとシュパルディングである。③哲学者、世界的学者、ジャーナリストたち。とりわけメンデルスゾーンとメーゼンとゼレであり、これに出版業のニコライと水曜会事務局のビースターを加えてもよい、とビルチュは述べている。また、世代構成の点から見ると、フリードリッヒ大王即位後の1740年代生まれの世代が数の上で多数を占めている。ビースター、エンゲル、クライン、スヴァレツ、ロイヒゼンリング、ゲーブハルトたちがそうである(S.102)。ベルリン水曜会の会員の世代構成は表1の通りである⁽⁵⁾。

現存する資料が乏しいにもかかわらず水曜会の会員を特定できるのは、(1) 設立規約の会員名簿、(2) メーゼンによる規約の余白への書き込み、(3) ビースターによる第2の会員名簿、(4) ニコライの伝記、が残されているからである。以下、精粗の差はあるが、ビルチュのスケッチに即してベルリン水曜会の各会員をクローズアップしてみよう。

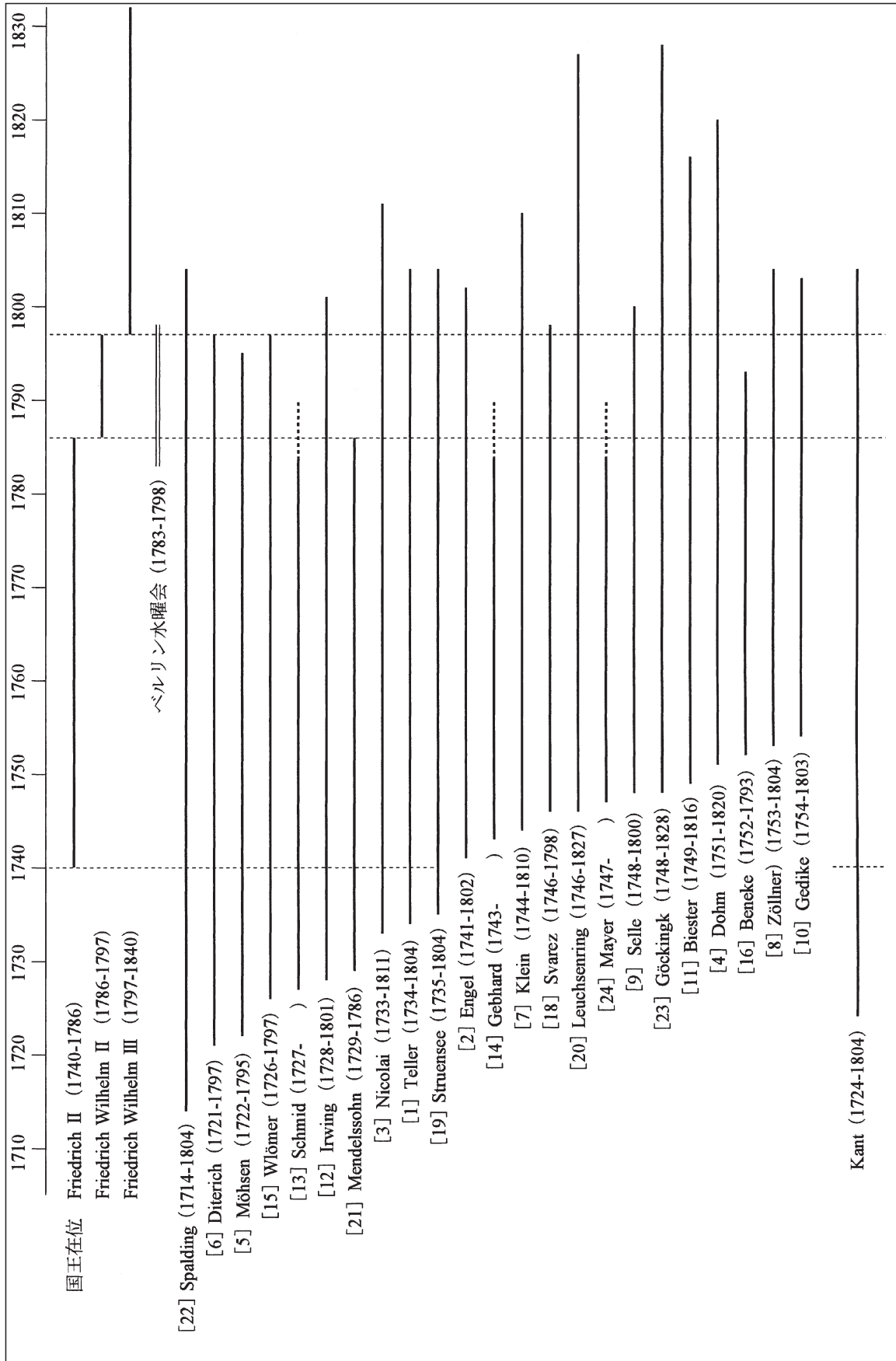
(1) 設立規約の会員名簿

メーゼンの残したベルリン水曜会の設立規約には、設立時の会員リストが掲載され、12名の名前が挙がっている。

[1] テラー (Wilhelm Abraham Teller, 1734-1804)

元々ヘルムシュタットで神学の正教授をしてい

表1 ベルリン水曜会の世代構成



た。1764年に彼のキリスト教テキストが正教から激しく反駁され、啓示信仰を理性的真理として新解釈したものの、最後にはそれを放棄する神学的合理主義の道歩んだ。1767年から高等宗教局顧問官を務めている。彼は、フリードリッヒ大王の下における「改革絶対主義」(S.97)の時代にプロイセンの教会当局として啓蒙的活動を展開し、そのため、大王の後継者フリードリッヒ・ヴィルヘルム2世の下でヴェルナー (Johann Christoph Wöllner) の反動的な教会政策と衝突することになった。

[2] エンゲル (Johann Jacob Engel、1741-1802)

1776年からベルリンのギムナジウムで道徳哲学と美術の教授を務めていた。1787年にフリードリッヒ・ヴィルヘルム2世によってベルリンの国立劇場 Nationaltheater の高等監督官 Oberdirektor に任命された。家庭教師として国王に仕え、後のフリードリッヒ・ヴィルヘルム3世を教育した。劇作家や教養ある文筆家として、とりわけ1775年から出版された『世間のための哲学者』(全3巻)の編者として、メンデルスゾーンやガルベ (Christian Garve) の著作などととも当時の公衆に幅広く知られていた。

[3] ニコライ (Christoph Friedrich Nicolai、1733-1811)

著名な出版者、書籍商である。「健全な理性 die gesunde Vernunft」(S.98)に導かれたドイツ啓蒙の活動的な文筆家であり、疲れを知らない擁護者である。ドイツ啓蒙の最も重要な機関誌である『一般ドイツ文庫』は、1765年からニコライによって出版されている。

[4] ドーム (Christian Wilhelm von Dohm、1751-1820)

文筆活動する啓蒙されたプロイセン官僚の最も重要な人物の一人であり、最も影響力のある啓蒙作家の一人である。1776年からカッセルのカロリヌム Carolinum で統計学、財政学、財務学の教授を務め、1779年からプロイセンの軍事顧問官 Kriegsrat を務めている。とりわけメンデルスゾーンによって激賞された『ユダヤ人の市民的改善について』(1781年)では、ユダヤ教徒の貧困層の代理人とし

て振る舞い、有名になった。「月曜クラブ Montagsklub」の活動的な会員でもあった。プロイセンの外務のために1786年にベルリンを去っている。

[5] メーゼン (Johann Karl Wilhelm Möhsen、1722-1795)

1778年からフリードリッヒ大王の侍医であり、当時最も学識のある医者一人として有名だった。数多くの学会の会員であり、とりわけパリ医学会の会員でもあった。マルク・ブランデンブルク州の学問史の研究に没頭し、世界的学者の典型と見なされていた。

[6] ディーテリヒ (Johann Samuel Diterich、1721-1797)

フランクフルト・アン・デア・オーダーとハレでヴォルフ (Christian Wolff) の自然法論を学び、聖母教会の説教師をしていたが、1770年に高等宗教局顧問官に招聘された。キリスト教に対する疑いようなない敬虔さをもって『イエスの教えに基づく至福への指導』(1772年)を執筆し、神学的合理主義と自然法的義務論を貫いた。この点は、改作や新作によるプロテスタントの賛美歌集の改革にも示されており、テラーやシュバルディングとともに『プロイセン王国における礼拝使用のための歌集』(1780年)を発行している。

[7] クライン (Ernst Ferdinand Klein、1744-1810)

1781年に、プロイセンの法律改革の協力者として大臣のカルマー (Freiherren von Carmer) によってベルリンに招聘された。「プロイセン一般ラント法」、とりわけ刑法の編纂の重要な担い手だけでなく、後期啓蒙の刑法哲学および法律学の学者としても名声を博した。フランスの国民会議の結末についてのフィクションである『自由と財産』(1790年)に描かれた対話の様子は、水曜会の内部で行われた生き生きとした対話の様子を伝えているようにも思われる。1791年、ハレ大学学長に招聘されてベルリンを去ったが、1800年に高等法院顧問官 Obertribunalrat として再びベルリンに戻っている。

[8] ツェルナー (Johann Friedrich Zöllner, 1753-1804)

最初は慈善病院 Charité の説教師だったが、1782年から聖母教会の副牧師 Diakon、1788年から高等宗教局顧問官になった。教養ある啓蒙された文筆家として、国民教育をライフワークとしていた。様々な学問領域から平易な論述を集めた『すべての身分のための読本』(1782年～)や、『国民教育について』(1804年)にそのことが示されている。

[9] ゼレ (Christian Gottlieb Selle, 1748-1800)

慈善病院の医者であり、フリードリッヒ大王およびフリードリッヒ・ヴィルヘルム2世の侍医だった。すぐれた哲学的頭脳の持ち主であり、世界的な学者と見なされていた。一連の自然科学的、医学的研究を出版している。フランス語とラテン語に翻訳された『臨床医学、医学実践のハンドブック』は、1781年以降少なくとも8版を重ねた。さらに、哲学的な著作として『哲学対話』(1780年)や『哲学原理』(1788年)があり、これらは『ベルリン月報』にも部分的に掲載されている⁽⁶⁾。1797年以降、王立科学アカデミーの哲学部会の部会長を務めている。

[10] ゲーディケ (Friedrich Gedike, 1754-1803)

フランクフルト・アン・デア・オーダーで神学と古典言語学の大学教育を受け、25歳にしてフリードリッヒ・ヴェルター・ギムナジウムの校長を務めた。教育学の執筆者、指導的教育家としてプロイセンの教育制度において影響力のある活動を展開した。1784年に高等宗教局顧問官、1787年、新設された高等教育評議会 Oberschulkollegium の高等教育顧問官 Oberschulrat になった。教職志願者のためのゼミナール創設にベルリンで主導権を発揮し、1788年、卒業試験 Abitur の導入にも関与した。ビースターとともに『ベルリン月報』の編集者を務めている。

[11] ビースター (Johann Erich Biester, 1749-1816)

ゲッチンゲンで法律と文学史と言語を研究し、デュッセルドルフ大学で短期間教師をして法律の学位を取得した。その後、1777年にニコライの仲介によって、文部政策を担当する法務大臣であり宗教局の

長官であるツェドリッツ (Karl Abraham von Zedlitz) の秘書として仕えた。1784年から王立図書館の図書館員としてベルリンで働いた。1783年にゲーディケとともに『ベルリン月報』を創刊したが、1791年以降はビースター一人で編集した。

[12] イルヴィング (Karl Franz von Irwing, 1728-1801)

非聖職者の高等宗教局顧問官であり、1797年から高等教育評議会の会長を務めた。生来の法律家であったが、「学者以上」「実践的な宗教局顧問官、国家教育家」と見なされていた。哲学的心理学的な研究として『哲学における教授法について』(1773年)、『人間についての探求と経験』(全4巻、1772年～1785年)を出版している。

1783年10月3日付のベルリン水曜会の招待状はイルヴィングが書いている。その中でイルヴィングは「健全な理性が一切の人間の事柄の王座へとますます高められ、人間の知識の領域に関係する一切のことを無制限に支配する」と確信を述べている。ビルチュは、もしベルリン水曜会の設立当初にイルヴィングによって表明されたこの根本合意がなければ、「理性の解放のプロセス」を開始し促進する戦術についての会員たちの一致した共通理解も期待できなかったと見ている (S.103)。イルヴィングは水曜会の創設に決定的な役割を果たした。

(2) メーゼンによる規約の余白への書き込み

メーゼンの残したベルリン水曜会の設立規約の余白には、聖職者や啓蒙官僚など8名の名前が追加記載されている (S.101)。これによって設立時以降に加入した会員が明らかになる。

[13] シュミット (Gottlieb Ernst Schmid, 1727-)

王立孤児院およびカレンダエ施設 Kalandshof のルター派牧師。

[14] ゲープハルト (Johann Georg Gebhard, 1743-)

エルサレム教会および新教会の改革派牧師。

[15] グレーマー (Johann Heinrich Wlömer, 1726-1797)

総監督府 Generaldirektorium における裁判所管

区委員会 Jurisdiktionskommission の委員。

[16] ベネケ (Friedrich Wilhelm von Beneke, 1752-1793)

カンメル法院顧問官 Kammergerichtsrat。

[17] ジーブマン (H. C. Siebmann)

軍事顧問官、御領地顧問官 Kriegs- und Domänenrat。

[18] スヴァレッツ (Carl Gottlieb Svarez, 1746-1798)

プロイセン改革絶対主義の重要な代表者の一人である。枢密法律顧問官、枢密高等法院顧問官 der Geheime Justiz- und Obertribunalsrat であり、前述のクラインとともに「プロイセン一般ラント法」の編纂の中心的人物だった。フランクフルト・アン・デア・オーダーでヴォルフの自然法論を学んだ。1780年から大臣のカルマーの下でプロイセン法律委員会の中心的役割を果たした。立法や改革活動を伴うスヴァレッツの文筆活動は、同時代の教養の高みを示している。スヴァレッツの最も重要な精神的遺産は皇太子への御進講であり、これがプロイセンの後期啓蒙における改革的立法の自然法的理性的基礎づけに深い洞察を媒介することになった。

[19] シュトルエンゼー (Karl August von Struensee, 1735-1804)

スヴァレッツと並ぶもう一人のプロイセン改革絶対主義の重要な代表者であり、枢密財務顧問官 der Geheime Finanzrat、後の財務大臣である。神学とともに数学と哲学の研究に従事し、1757年、22歳でリークニッツの寄宿学校の数学と哲学の教授になった。戦争学と金融学の研究で有名になり、1771年から1777年の間、デンマークに奉職した。1782年にはプロイセンの海外貿易会社の監督官になり、1791年、関税、通行税、商業、工場に関わる大臣になった。『ベルリン月報』で公表された1788年から1790年の危機におけるフランス金融行政についての定期報告は、歴史研究者にとって有益な業績となっている⁽⁷⁾。

[20] ロイヒゼンリング (Franz Michael von Leuchsenring, 1746-1827)

設立規約の余白に書き込まれた最後の名前は、フリードリッヒ大王の皇子（後のフリードリッヒ・ヴィルヘルム3世）の教育係であったロイヒゼンリングである。しかし、皇子の教育係でありながら、「レベラー Leveller」という名前をもつ熱烈な「光明会会員 Illuminat」であり、フランス革命の支持者に仲間入りしていた（S.102）。1792年には革命に味方したという理由でベルリンを追放されたほど、水曜会の中で最も過激な左翼であった。前述の通り、クラインはプラトンの対話編になって1790年のフランス国民議会の結末についての対話編『自由と財産』を創作しているが、そこに登場する共和制支持のメノンの背後にはおそらくロイヒゼンリングの姿が隠されているように思われる。ビルチュは、もしロイヒゼンリングの政治的見解を度外視すれば、「立憲君主制」の確実な言明はどこにも見出されないと述べている（S.111）。ただし、残された水曜会の資料だけでは実像がよく分からない人物である。

(3) ビースターによる第2の会員名簿

ビースターが1784年4月末の日付を入れ、順番を修正して増補した第2の会員名簿が伝えられている（S.102）。それによるとこれまでの20名にさらに2名の会員が追加されている。メンデルスゾーンとシュバルディングである。

[21] メンデルスゾーン (Moses Mendelssohn, 1729-1786) (名誉会員)

水曜会の名誉会員であり、メーゼン資料に重要な意見表明が残されている⁽⁸⁾。

[22] シュバルディング (Johann Joachim Spalding, 1714-1804)

プロテスタント神学の革新派に属する高等宗教局顧問官である。早い時期に正教から離れていた。聖職の有用性についての数多くの著作から、シュバルディングが、「福音の告知」ではなくて、「人間の改善と完成」という啓蒙された奉仕を自分の務めの中心に置いていたことが分かる。1740年代生まれの世代が中心的に活躍した水曜会にあって、最年長の会員だった。

(4) ニコライの伝記

後から加入した会員でまだ名前が挙がっていないのは、ゲッキングとマイヤーである。彼らに関してはニコライの伝記によって知ることができる。

[23] ゲッキング (Leopold Friedrich Günther von Göckingk, 1748-1828)

枢密高等財務顧問官 der Geheime Oberfinanzrat.

[24] マイヤー (Johann Siegfried Mayer, 1747-)

枢密高等法院顧問官。なお、ビルチュは、マイスナーとシュトルツェルが会員として挙げているマイヤー (Johann Christoph Andreas Mayer)、つまり、侍医でフランクフルト・アン・デア・オーダーの薬物学教授、枢密顧問官のマイヤーは、水曜会の会員のマイヤーとは別人であると述べている⁽⁹⁾。

以上がベルリン水曜会の 24 名の会員のクローズアップである。次章では、これを念頭に置いてベルリン水曜会の特質、とりわけその射程と限界を明らかにしてみよう。

2. ベルリン水曜会の特質

1783 年 12 月 17 日、ベルリン水曜会の例会が開催された。メーゼンが「同胞市民の啓蒙のために何がなされるべきか」という問題提起の講演を行い、翌日以降、各会員による意見表明が行われた⁽¹⁰⁾。ビルチュは、とりわけ、スヴァレッツ、クライン、ゲーディケ、ヴレーマー、シュバルディング、ディーテリヒの意見表明に着目して、ベルリン水曜会の特質、その射程と限界に言及している。前章の会員スケッチで見たように、これらの会員たちは、いずれも「高等法院顧問官」あるいは「高等宗教局顧問官」などであった。要するに、ビルチュはこれら「絶対主義的改革国家の聖俗官僚たち」(S.106)がベルリン水曜会の中核だったと見ているのである。

「健全な理性」が王座に高められ、人間のすべての知識のあり方を支配する、という前述のイルヴィングの確信を共有しつつも、ベルリン水曜会の会員たちは、当時の重層的複合体としてのプロイセン身分制社会を目の当たりにしていた。つまり、「政府

die Obrigkeit」は「臣民たち die Untertanen」を保護し、父親として支配し、これに対して「臣民たち」は「政府」を敬ってその法に従い、要求された税を忠実に支払わなければならない (S.105f.)。会員たちの脳裏には、「啓蒙されたエリート」と「後見人を必要とするその他の者たち」(S.107) という「封建エリートの啓蒙理解」(S.106)があった。確かに他方で、メンデルスゾーン、ニコライ、ドーム、イルヴィングたちのように、「啓蒙された真理探究」を有益と見なし、「検閲」に反対して「革命」さえも辞さないという会員たちも存在した⁽¹¹⁾。しかし、正しく理解された「公共の最善 das gemeine Beste」のためには、「内部の大きな対立」を回避してバランスを取る啓蒙の戦術が求められた。有益であれば「先入見」や「誤謬」も容認し、啓蒙されていない者たちには「検閲」が必要とされた。「啓蒙」は徐々に、漸次的に、気づかれないように進められなければならなかった。このような啓蒙の戦術に、ビルチュは「市民的知識階級の自尊心と優越意識」(S.107)を読み取っている。

メーゼンの問題提起に始まる会員たちの意見表明については、重複を避けるためにこれ以上踏み込まない。本章では、ビルチュが取り上げている貴族の免税特権と世襲制をめぐる議論を明らかにして、ベルリン水曜会の特質、その射程と限界を明らかにすることにしよう。

(1) 貴族の免税特権

「啓蒙」について議論しようとするれば、当然のことながら「伝統的な世襲身分制度」、とりわけ、フランス革命に連動して「上流身分の特権」の正当性を問題にせざるを得ない (S.107)。ビルチュは、メーゼン資料に残された 1791 年 12 月のスヴァレッツの講演「国家の特定身分の特権と見なされる限りでの国家課税の免除について」(S.108, Anm.)を取り上げている。

スヴァレッツは、正義、公正および国家の利益のために、支配者は貴族の免税特権を否定し、様々な階級があるにせよ、課税においてできる限り平等な原則を導入することを要求されていると見ている。そして、貴族への優遇が下層階級への重圧をいっそう重くし、不正と感じられるこのような制度の歴史的原因とこのような事態の認知を問題にしている (S.

108)。その歴史的原因としてスヴァレッツは次の2点を挙げている。貴族に課された騎士としての軍事的負担が税負担と相殺されたこと、そして、中世後期および近世初期の「身分制議会 Landstände」において、税負担が代表者のいない下層階級に転嫁されたこと、である。したがって、国家および軍事の意味合いが歴史的に変化するとともに貴族の課税免除の妥当性も失われることになるが、しかし、それでもスヴァレッツはこれに固執している。というのも、この特権は貴族と君主の間の契約の「不可侵性 Integrität」に基づいていると見ているからである。「課税の不平等」は「能力の不平等」である。そもそも能力や幸運な境遇が平等ではないのだから、負担の平等を要求することもできない。貴族への優遇が他の臣民の不利益になるとしても、そのことは契約違反でもなければ、貴族の所有権への介入を正当化する理由にもならない。ただし、国家の存亡が問題になるような危急の場合には、その免除特権への侵害も是認される。スヴァレッツは貴族の免税特権についてこのように考えていた。

これに対してビルチュは次のように述べている。確かにスヴァレッツは、税制の議論において、現状以上の免除特権を全体の負担によって保証することに反対し、社会的経済的な点を考慮する身分的に差のある税制に賛成意見を述べている。しかし、全体として国家財産を保護するという、より高次の目標のために、「現存するものの法律的な維持」(S.109)に決然と踏み込んでいるのである。スヴァレッツには、明確に「身分制社会の伝統的な価値観」(ibid.)が貫かれていた。ビルチュはスヴァレッツをこのように見ている。要するに、スヴァレッツはプロイセンの改革的司法における「啓蒙された官僚の明晰さと明確さ」(S.108)の外見を装いながらも、本質的には「身分制社会の伝統的な価値観」を払拭できていなかったのである。

税制問題に関して、ビルチュは、メーゼン資料に基づいて、国王の侍医のゼレの見解にも触れている(S.109)。法律家でないゼレは、伝統的な法律観の影響下にある法律家の慣習や教養にこだわることなく、税制問題の解決が「財産概念」のより厳密な規定に依存していることを正しく見抜いていた。ゼレは、スヴァレッツとは反対に、不利益を受ける身分の側に味方し、将来を見通した国家改革を考えてい

た。そもそも契約は、負担を引き受ける側が同意して締結された場合にだけ妥当性をもつ。しかし、実際にはそうではなかった。というのも、「第三身分」の代表者はその契約の場になかったからである。また、仮に第三身分が自由意志で契約を結んだとしても、破棄することが許されない契約は社会関係の原則に反している。将来を見通した国家の改善を目指したゼレはこのように考えていた。スヴァレッツの税制政策は、必ずしもベルリン水曜会の会員の賛同を得ていたわけではなかったのである。

スヴァレッツとゼレを両極とすれば、その間で微妙な立場にいたのがピースターである。ビルチュによれば、ピースターは「保守的」であり、身分制を是認していた(S.109)。そして、「われわれが歴史上知っているあらゆる国家には、常に身分の差異が存在し、それゆえ、フランスの変革は大胆な実験と見なされなければならない」と述べるメーザー(Justus Möser)の見解に共感していた。しかしだからといって、それはスヴァレッツの法律的な立場とは違ったものだった。ピースターは、貴族の課税免除の根拠が不当であること、身分制議会における一方的な利益獲得が妥当でないことの歴史的証明を求めた。要するに、貴族に関する「正当性」と「疑念」の両面から、つまり功罪両面から問題を捉える必要があると考えていたのである。身分制社会を是認しながらも、貴族のあり方に対する「葛藤を孕んだ zwiespältig」評価は、何もピースターだけのものではなかった。水曜会の会員たちの一連の見解もまた同様のことを示している、とビルチュは述べている(S.110)。

(2) 貴族の世襲制

ビルチュは、貴族の世襲制に関するクラインの議論を取り上げている。クラインは、『ベルリン月報』に、高等控訴院顧問官 Oberappellationsrat のラムドール(Ramdohr)を批判する論文を掲載している(S.110, Anm.)⁽¹²⁾。クラインは、第一級官職に対する「世襲貴族」の特別な要求権を支持するラムドールに決然と反論し、身分に限定されず適格と見なされる官僚の徳性として、「勤勉」「熟練」「正義」を挙げている。クラインもかかわった「プロイセン一般ラント法」では、貴族が国家の名誉的地位に着く特権は、貴族がそなえているそのような

「適格性 Qualifikation」に基づいているのである。「単なる出自」や「長い間そうだったこと」に依拠する貴族の身分的優越を一応承認してはいるものの、クラインは、そのようなものに、「単なる純粋な理性」に従って獲得したのではない「ある種の神聖性」が授けられると、人間社会の平穏や幸福は成立し得ないことを知っていた。さらに、ラムドールによって称賛された貴族の「団結心 esprit de corps」のうちに、クラインはむしろ国家の「緩慢な長期の致命的病」を見出し、また、世論が貴族の優先権を支持するというラムドールの予想に対して、辛辣に次のように反論している。すなわち、「国民の少なくとも4分の3が密かに反対している見解は、そもそも世論と呼ぶのが難しい」と (S.110)。

前節のピースターと同様に、貴族に対するクラインの評価もまた「葛藤を孕んだ」ものである。クラインは、「世襲貴族」のあり方を否定するが、しかし、だからといって貴族の存在、身分制社会そのものを否定しているわけではない。第一級官僚としての適格性をそなえた身分として、貴族の存在を是認しているのである。

(3) ベルリン水曜会の射程と限界

ビルチュに即して、ベルリン水曜会の射程と限界、身分制社会に対する複雑で微妙なスタンスを簡単にまとめておくことにしよう。ゼレやクラインに見られるように、貴族の身分的特権に反対する意見には、身分的社会制度に基づく「無制限な君主制」(S.110)を排除したいという国家観を看取することができる。ロイヒゼンリンクの「立憲君主制」(S.111)が新たな方向性を示唆しているとも見られる。ベルリン水曜会の会員たちは「思想の自由」を公言し、また、ヴェルナーの宗教勅令に反対して「良心の自由」を主張した。しかし、その射程は決して「政治的自由」にまで及ぶものではなかった。この点にベルリン水曜会の限界が顕在化している。というのも、水曜会の国家的理性的営みは、あくまでも「改革官僚政治 Reformbürokratie」(ibid.)の内部でのみ可能な協力の域を出なかったからである。「政治的自由」はむしろ取るに足りないもの、あるいは歓迎されないものと見なされた。ベルリン水曜会には、フリードリッヒ大王の治世から継承された「改革絶対主義」の歴史的経験が刻印されてい

るのである。

結びにかえて

フリードリッヒ大王の没後、カントは『ベルリン月報』の1792年4月号に「人間本性における根本悪について」(1792年、Bd.19, S.323-384)を投稿している。この論文は、ほかの3つの論文と合わせて、翌1793年に『単なる理性の限界内の宗教』として出版された。この出版によってカントは、1794年に反啓蒙政権のヴェルナーから宗教講述禁止の勅令を受けることになった。カントは勅令に対して恭順を示したが、1798年にヴェルナーが失脚すると、『諸学部の争い』の冒頭でそれまでの経緯を暴露している(7,005.01)⁽¹³⁾。「言論の自由」(8,304.15)や「信仰の自由」(7,065.24)を主張しつつ、元首に対する臣民の「対抗暴力」(8,301.02)を全否定して服従を要求し、フランス革命にも否定的だったカントの立場は、ベルリン水曜会の特質に示されるようなプロイセン知識階級のエートスを抜きにしては理解されない。ベルリン水曜会の解明は、カントの歴史哲学および倫理学の研究に対しても重要な示唆を与えるに違いない。

注

(1) 拙稿「ベルリン水曜会の啓蒙論議—カント『啓蒙とは何か』(1784年)の歴史的地平—」『下関市立大学論集』第56巻第1号、pp.43-60、2012年5月、の「(表1)カントの『ベルリン月報』掲載論文一覧」(p.44)を参照。

なお、ドイツのビーレフェルト大学図書館のウェブサイトには、検索機能とともに、『ベルリン月報』の全テキストが掲載されている。 <http://www.uni-bielefeld.de/diglib/aufkl/berlmon/index.htm>

(2) 本稿では、ビルチュの次の論文を取り上げる。引用および該当ページは本文中に示す。Günter Birtsch, Die Berliner Mittwochsgesellschaft. In: Hans Bödeker und Ulrich Herrmann (Hrsg.): Über den Prozeß der Aufklärung in Deutschland im 18. Jahrhundert. Personen, Institutionen und Medien. Göttingen 1987 (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd.85), S.94-112.

(3) ベルリン水曜会は秘密結社だった。そのため活動を公にすることができなかったが、実際には多くの会員が『ベルリン月報』に投稿しており、事実上、機関誌として機能していたと見ることができる。ベ

ルリン水曜会は、秘密結社を防止、処罰する 1798 年 10 月 20 日の勅令によって解散を余儀なくされた。会員たちは、規約によって秘密の沈黙を宣誓していたので、手元の文書や資料を破棄した。しかし、1795 年に亡くなったメーゼンの資料は、幸運にも水曜会の解散以前に王立図書館に届けられており、今日に伝えられることになった (Birtsch, S. 111f. および S. 112, Anm.)。われわれがベルリン水曜会の活動について知ることができるのは、このような幸運のお陰である。

なお、ビルチュは脚注でベルリン水曜会に関して以下の文献を挙げている (Birtsch, S.94, Anm.)。

- ① L. Keller, Die Berliner Mittwochs-Gesellschaft. Ein Beitrag zur Geschichte der Geistesentwicklung Preussens am Ausgange des 18. Jahrhunderts, in: Monatshefte der Comenius-Gesellschaft 5. 1896 S.67-94.
- ② H. Meisner, Die Freunde der Aufklärung. Geschichte der Berliner Mittwochsgesellschaft, in: Festschrift zur 50jährigen Doktorjubelfeier Karl Weinholds am 14. Januar 1896. Straßburg 1896 S.43-54.
- ③ A. Stölzel, Die Berliner Mittwochsgesellschaft über Aufhebung oder Reform der Universitäten (1795), in: Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte 2. 1889 S. 201-222.
- ④ E. Hellmuth, Aufklärung und Pressefreiheit. Zur Debatte der Berliner Mittwochsgesellschaft während der Jahre 1783 und 1784, in: Zeitschrift für historische Forschung 9. 1982 S.315-345.
- ⑤ B. Nehren, Selbstdenken und gesunde Vernunft. Über eine wiederentdeckte Quelle zur Mittwochsgesellschaft, in: Aufklärung. Interdisziplinäre Halbjahresschrift zur Erforschung des 18. Jahrhunderts und seiner Wirkungsgeschichte 1. 1986 (im Druck).
- ⑥ A. Tholuck, Die Gesellschaft der Freunde der Aufklärung in Berlin im Jahre 1783, in: Litterarischer Anzeiger für christliche Theologie und Wissenschaft überhaupt 1. 1830 Sp.57-64, 86f. [anonym ersch.]

①は、メーゼン資料の注釈付きの部分的な出版である。注(1)の抽稿の啓蒙論議はこれに基づいている。②は、メーゼン資料の発掘者によるメーゼン資料に基づく最初の論考である。③は、ニコライの遺品に基づく会員たちの発言草稿の報告である。④は、メーゼン資料の解釈に基づいた、啓蒙と出版の

自由に関する水曜会の議論について啓発されるところの多い分析である。社会史的に方向づけられた批判的精神史の視点からのものである。⑤は、水曜会の啓蒙理解に関する哲学的視点からの補足である。⑥は、水曜会の設立や議論に関する宗教的題材について重要な講演を掘り起こしている。元資料の概要付きである。

- (4) 注(1)の論考がそれである。
- (5) 表内の [] 付き連番は、本稿におけるビルチュの記述順である。注(1)の抽稿の「(表 2) ベルリン水曜会会員一覧」(p.46)の連番とは一致しない。没年の不明なものについては、ビースターによる第 2 の会員名簿の 1784 年までを実線とし、それ以降を破線で示した。[17] ジープマンについては生没年が不明なので、記載しなかった。
- (6) 注(1)のビーレフェルト大学図書館のウェブサイトによれば、ゼレは、1783 年から 1790 年の間に『ベルリン月報』に 11 回、論文を投稿している。例えば「人間の行為の自由と必然性について」(1783 年、Bd.2, S.294-306)、「人間の行為の道徳性について」(1783 年、Bd.2, S.428-434)、「人間の行為の法則について」(1783 年、Bd.2, S.488-502)、「人間の行為の正しさについて」(1784 年、Bd.3, S.112-128)などのほかに、「経験に依存しない純粋な理性概念は存在しないという証明の試み」(1784 年、Bd.4, S.565-574)という論文もある。
- (7) ビーレフェルト大学図書館のウェブサイトによれば、シュトルエンゼーは、1788 年から 1791 年にかけて「最新のフランス金融状況について」という報告を 22 回にわたって投稿している。
- (8) 注(1)の抽稿 pp.50-51 を参照。
- (9) マイスナーとシュトルツェルについては、注(3)の文献を参照。
- (10) 各会員の意見表明については、注(1)の抽稿 p.47 以降を参照。
- (11) 注(1)の抽稿の「(表 4) 意見表明の論点と類型」(p.57)を参照。
- (12) 『ベルリン月報』のクラインの論文は、「第一級国家官僚への貴族の要求に関わる高等控訴院顧問官ラムドール氏の論文についての市民的な注釈」(1791 年、Bd.17, S.460-474)である。
- (13) カントの著作からの引用は、アカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を 6 桁の数字で示す。カンマで区切った最初の 1 桁が巻数、次の 3 桁が頁数、最後の 2 桁が行数である。例えば、この (7,005.01) は、第 7 巻、5 頁の 1 行を示している。